

# 日本企業の気候変動リスクと ネイチャーポジティブ

渡部 美紀子

## はじめに—背景と問題意識

本稿の目的は、気候変動に端を発する地球環境の問題について、国際的にどのようなルール化の対応がとられてきたか、日本はそれにどう対応してきたかを踏まえ、日本企業がこの問題に対処している状況を有価証券報告書の記載及びケーススタディで検討することである。

気候変動による地球環境の問題は、ネイチャーポジティブ（自然再興）に結びついていく。

ネイチャーポジティブとは、「2030年までに生物多様性の損失を食い止め、反転させ、回復軌道に乗せる」という概念であり、2022年12月に開かれた生物多様性条約第15回締約国会議（以下、CBD-COP15と略称）において、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組（Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework）」のなかで明文化された国際目標である<sup>1</sup>。

地球全体の動物と植物の種群のうち平均約25%が絶滅の危機にあり、推計100万種がすでに絶滅の危機に瀕していること、1500年以降、人間活動の影響により少なくとも680種の脊椎動物が絶滅していることが報告されている（IPBES, 2019）。

また、経済活動と自然生態系のつながりは深く、世界のGDP総額の55%（約58兆米ドル相当）は、中程度または高度に自然に依存して生み出されており、19の主要証券取引所に上場する企業の時価総額の半分超が、重大な自然関連リスクにさらされている（PwC, 2023）。

このように、ネイチャーポジティブは、社会・経済活動の基盤であり、地球規模の問題であって、生物多様性を回復して持続可能な経済活動をしていくことが喫緊の課題として求められているのであり、自然環境と人間社会の共生を目指していく中で、企業が果たしていくべき役割もまた甚大である。

以下、ネイチャーポジティブの実現に向けて、国内外で解決が図られようとしている地球環境問題について、企業が現在突き付けられている局面や果たすべき役割に関する基礎的な考察をしていく。

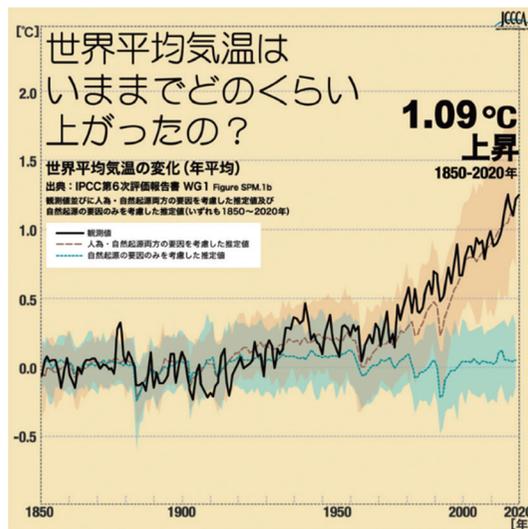
<sup>1</sup> 環境省 <https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/j-gbf/about/nature-positive/>

## 1. 地球温暖化に関する国際動向と日本の対応

ネイチャーポジティブの問題においてまずは欠かせないのが、地球温暖化に対するこれまでの国際的な取り組みである。

地球温暖化の問題が科学的な国際会議の場で初めて俎上に載ったのは、1985年にオーストラリアのフィラハで開催された世界会議（フィラハ会議）であった<sup>2</sup>。温暖化問題が地球規模の問題として取り組むべき課題であるとの認識に至ったのが、このフィラハ会議である。その後、1988年6月、カナダのトロントで開催された「変化する地球大気に関する国際会議（トロント会議）」において採択されたトロント宣言に盛り込まれたCO<sub>2</sub>排出削減目標は、後に述べる京都議定書やパリ協定の基となった（小川 2005, p43）。

1988年秋に創設された政府間組織である Intergovernmental Panel on Climate Change（気候変動に関する政府間パネル、以下 IPCC と略称）は、気候変動を評価する主要な機関であり、気候変動の状態とそれが経済社会に及ぼす影響について明快な科学的見解を提供している<sup>3</sup>。IPCCの最初の報告書（AR1）は1990年に公表されている。第6次評価報告書（2021年、AR6）によれば、1850年から2020年の170年の間に、地球の平均気温は約1.09°上昇している（図表1）。これは、地球が今までに経験したことのないスピードでの気温上昇であり、自然現象では説明できず、人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の要因である可能性が極めて高いと説明されている<sup>4</sup>。



図表1 世界平均気温の変化

出典：JCCCA

<https://www.jccca.org/download/43034>

<sup>2</sup> 全国地球温暖化防止活動推進センター（以下、JCCCA と表記） <https://www.jccca.org/faq/15922>

<sup>3</sup> 国際連合広報センター [https://www.un.org/ja/info/unsystem/specialized\\_agencies/wmo/ipcc/](https://www.un.org/ja/info/unsystem/specialized_agencies/wmo/ipcc/)

<sup>4</sup> JCCCA <https://www.jccca.org/faq/15917>

IPCCには、policy-relevant（政策に関連する）ものの、not policy-prescriptive（政策を規定しない）という原則があり、当該組織は、政治的・社会的な合意によって選ばれる政策判断の選択の前提となる科学的な知識を提示している。1992年5月締結された国連気候変動枠組条約（United Nations Framework Convention on Climate Change, 以下UNFCCCと略称）の国連総会での採択を促したのはICPPであった<sup>5</sup>。同条約は1992年6月に国連環境開発会議（地球サミット、リオデジャネイロで開催）において署名が開始され、日本を含め155か国がこの会議で条約に署名し、1994年3月に発効した。

この条約は、大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、温室効果ガスの排出及び吸収の目録の作成と定期的更新、具体的対策を含んだ計画の作成・実施、目録及び実施したまたは実施しようとしている措置に関する情報を締約国会議へ送付することを、途上国を含む全締約国の義務としたが、実施時期及び期限道の実施に関する具体的規定はなかった<sup>6</sup>。先進国等の削減目標が大きなテーマとなった第1回締約国会議（Conference of the Parties, 以下COPと略称）が開かれたのは、1995年4月、ベルリンにおいてであった。COPは、UNFCCCに常設設置された常設の最高意思決定機関であり、毎年開催されている。1997年12月に京都で開催された会議（COP3）では、先進国等に対して法的拘束力のある温室効果ガスの削減数値目標が規定された「京都議定書」が採択された。この議定書では、1990年を基準年として2008年から2012年までに、日本・米国・EUがそれぞれ6%、7%、8%の削減をすること受け入れ、先進国全体で5%削減することで合意に達した（小池2005, p.49）。

京都議定書は、米国の不参加<sup>7</sup>、ロシアの批准の遅れの問題がありながら、2005年2月に発効し、地球温暖化政策は新しい一歩を踏み出すことになった。

2015年11月にパリで開催された第21回締約国会議（COP21）においては、京都議定書の後継となる「パリ協定」が採択された。このパリ協定は、2020年以降の気候変動問題に関する枠組であり、2016年11月に発効された。日本は2030年度までに2013年度比26%の温室効果ガス削減目標を掲げている。パリ協定の特徴として、歴史上、初めて気候変動枠組み条約に加盟する196か国すべての国が削減目標・行動することをルール化した公平な合意であること、世界共通の長期目標として「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられていること、などがある<sup>8</sup>。

2020年10月26日、菅内閣総理大臣は国会の所信表明演説において、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目指すカーボンニュートラル宣言を行った。前年のCOP25の時点で、121か国が2050年カーボンニュートラルを表明しており、その後中国や米国なども次々と表明したことが背景にある。COP26（2020年）の時点では、G20のすべての国を含む150か国以上が年限付きのカーボンニュートラル目標を掲げている<sup>9</sup>。

<sup>5</sup> 日本公認会計士協会 <https://www.cpd.jicpa.or.jp/page/jicpa-sustainability/lecture01.html>

<sup>6</sup> JCCCA <https://www.jccca.org/global-warming/trend-world/unfccc>

<sup>7</sup> 2017年トランプ政権が協定からの離脱を表明したが、2021年2月、バイデン政権の時に復帰している。

<sup>8</sup> JCCCA [https://www.jccca.org/global-warming/trend-world/paris\\_agreement](https://www.jccca.org/global-warming/trend-world/paris_agreement)

<sup>9</sup> 経済産業省資源エネルギー庁 [https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyoo/cop26\\_02.html](https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyoo/cop26_02.html)

直近では、2023年11月にドバイでCOP28が開催されており、COPとしては初めて「化石燃料からの脱却」に向けたロードマップが承認されている。2024年はアゼルバイジャン共和国の首都バクーで開催される予定であり、新たな気候資金目標の策定や各国が決定する貢献の引き上げなどが議論されるほか、隔年透明性報告書の提出が予定されている<sup>10</sup>。

## 2. 気候変動情報と自然関連情報の発信

### 2.1. 気候変動情報の発信

2015年に採択されたパリ協定を受け、金融業界を中心に、気候変動が投融資先の事業活動に与える影響を評価する動きが世界的に広まった。G20の要請を受け、金融安定理事会（Financial Stability Board, 以下、FSBと略称）により、2015年に設立されたのが気候関連財務情報開示タスクフォース（Task force on Climate-related Financial Disclosures, 以下TCFDと略称）である<sup>11</sup>。

TCFDは、2017年6月に「TCFD宣言（最終報告書）」を公表し、企業等に対して、気候変動関連リスク、および機会に関し、ガバナンス（Governance）、戦略（Strategy）、リスクマネジメント（Risk Management）、指標と目標（Metrics and Targets）の項目について開示することを推奨した。この報告書は、気候変動がもたらすリスクおよび機会について、明確で比較可能、かつ一貫した財務情報開示を企業へ促すこと、投資家に適切な投資判断を促すことを目的としている<sup>12</sup>。2023年11月24日現在、TCFDに賛同している日本の機関数は、1,488機関に上り（図表2）、全体の30.2%を占めており、日本企業の関心の高さや気候変動へのかかわりの深さを表していると言えるであろう。また、1,488機関のうち、非金融機関が1,102機関（74%）を占めていることも、他の国と比べ特異な点である。

TCFDは、2023年10月12日の2023年版状況報告書の公表と同時に、その使命と果たし解散し、企業の気候関連情報開示のモニタリングをFSBから引き継いだのは、IFRS財団<sup>13</sup>による国際サステナビリティ基準審議会（International Sustainability Standards Board, 以下、ISSBと略称）である<sup>14</sup>。

ISSBは、TCFD宣言をもとに2023年6月に2つのIFRSサステナビリティ開示基準、IFRS S1「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「S1基準」）およびIFRS

<sup>10</sup> CARBONIX MEDIA <https://sustech-inc.co.jp/carbonix/media/cop29/> なお、時事通信社の記事 <https://news.yahoo.co.jp/articles/c440fed3dee19653d0b46043db2de0bd4909c-90c> によれば、政府は10月31日付で2030年度の温室効果ガス排出削減目標の達成に向け「順調に進捗している」とする当該報告書を提出したと発表した（最終閲覧日2024年11月6日）。

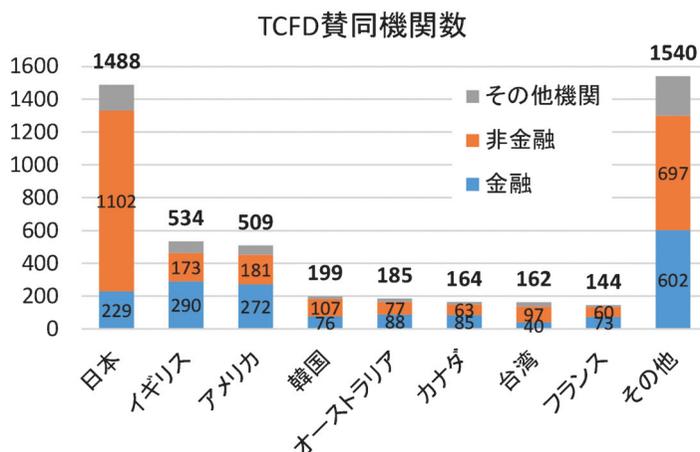
<sup>11</sup> Task Force on Climate Related Financial Disclosures（TCFD）<https://www.fsb-tcfd.org/>

<sup>12</sup> TCFD（2017）“Final Report Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures,” <https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2020/10/FINAL-2017-TCFD-Report-11052018.pdf>,（邦訳）「最終報告書 気候関連財務情報開示タスクフォースによる提言」（2017年6月）[https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2020/10/TCFD\\_Final\\_Report\\_Japanese.pdf](https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2020/10/TCFD_Final_Report_Japanese.pdf)

<sup>13</sup> IFRSは、International Accounting Reporting Standardsの略であり、IFRS財団は、国際会計基準（IFRS基準）の策定を担う、独立した民間の非営利組織である。

<sup>14</sup> International Accounting Reporting Standards（IFRS）<https://www.ifrs.org/sustainability/tcfd/>

## 各国のTCFD賛同機関数（2023年11月24日時点）



図表2 TCFDに賛同している各国の機関数

出所：TCFD公式ホームページの情報をもとにTCFDコンソーシアム作成

<https://tcfid-consortium.jp/about>

S2「気候関連開示」（以下、「S2基準」）を公表した<sup>15</sup>。ISSBが設立された背景には、ESG投資<sup>16</sup>を含むサステナビリティ情報開示の重要性の高まり、これを受けて乱立した開示基準を収斂して国際的に一貫した比較可能なサステナビリティ情報開示基準を設定するという要望があった<sup>17</sup>。

日本においては、公益財団法人財務会計基準機構（Financial Accounting Standards Foundation, 以下「FASF」と略称）<sup>18</sup>内にサステナビリティ基準委員会（Sustainability Standards Board of Japan, 以下、SSBJと略称）が2022年庄に設立されている。SSBJでは、日本基準の開発と国際的なサステナビリティ開示基準の開発をその役割とし、IFRSの「S1基準」、「S2基準」に相当する「日本版S1基準」、「日本版S2基準」の開発が審議されており、2024年度中（遅くとも2025年3月31日まで）には確定基準の公表が目標とされている<sup>19</sup>。適用スケジュールとしては、金融庁の構想では、2026年から任意適用、2027年3月期より時価総額に応じて順次義務化を開始することが想定されている<sup>20</sup>。

<sup>15</sup> ISSB自体は、2021年11月に設立されている。

<sup>16</sup> ESGとは、Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス）を組み合わせた言葉であり、投資判断の新たな観点となっている。2019年に経済産業省が行ったESG投資調査において、アンケートに回答があった運用期間（48社/運用総額3,988兆円）のうち、95%以上がESG情報を投資判断やエンゲージメントに活用していることが分かっている。経済産業省 <https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11433651/www.meti.go.jp/press/2019/12/20191224001/20191224001.html>

<sup>17</sup> EY 新日本有限責任監査法人編（2024, p23）

<sup>18</sup> FASFは、2001年7月に経済団体連合会や日本公認会計士協会など民間10団体が母体となり、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の調査研究・開発などを目的として設立された団体である。

<sup>19</sup> サステナビリティ基準委員会（SSBJ） [https://www.ssb-j.jp/list-ssbj\\_2.html](https://www.ssb-j.jp/list-ssbj_2.html)

<sup>20</sup> 環境省 <https://www.env.go.jp/content/000163482.pdf>

## 2.2. 自然関連情報の発信

自然関連財務情報開示に関するタスクフォース（Task Force for Nature-related Financial Disclosures, 以下、TNFD と略称）は、Global Canopy、国連開発計画（UNDP）、国連環境計画（UNEP）、世界自然保護基金（WWF）の4団体により2020年7月より非公式に発足され、金融機関、規制当局、企業などの参加を経て、2021年6月に正式に発足した組織である。

日本におけるTNFDの理解増進を担う「TNFD コンサルテーショングループ・ジャパン（通称：TNFD 日本協議会）<sup>21</sup>」によれば、2024年1月に開催された世界経済フォーラム年次総会2024（通称：ダボス会議）において、日本企業80社がTNFD開示宣言早期企業（2023年9月に公表された「TNFD開示宣言」を採用し、2024年1月10日までにそれを宣言した企業）として公表された。2024年10月にコロンビアのカリで開催されたCOP16においては、502の組織がTNFD提言を採用しており、そのうちの日本の企業や組織は、133件（26.5%）に及んでいる。二番目に多いTNFD宣言採用国・地域は、英国で68件、三番目は台湾の26件であることから、日本の企業や組織が非常に多いことがわかる<sup>22</sup>。

TNFDは、自然資本に関連するリスクと機会に焦点を当てた情報開示フレームワークの開発を目指し、TCFDの生物多様性バージョンとして始動したフレームワークである。このように、気候関連や自然資本に関して、日本企業は世界的に見ても非常に高い関心をもって取り組もうとしていることがうかがえる。

また、TCFDからTNFDへの展開は、気候変動（地球温暖化）への対応から始まった情報開示が、自然資本や生物多様性への保全へと対象が広がっていった過程でもあり、今後ビジネスの現場では、増々多様化・複雑化した措置が求められていくことを示唆していると言えよう。

## 2.3. 有価証券報告書にみる日本企業の気候変動に関する情報

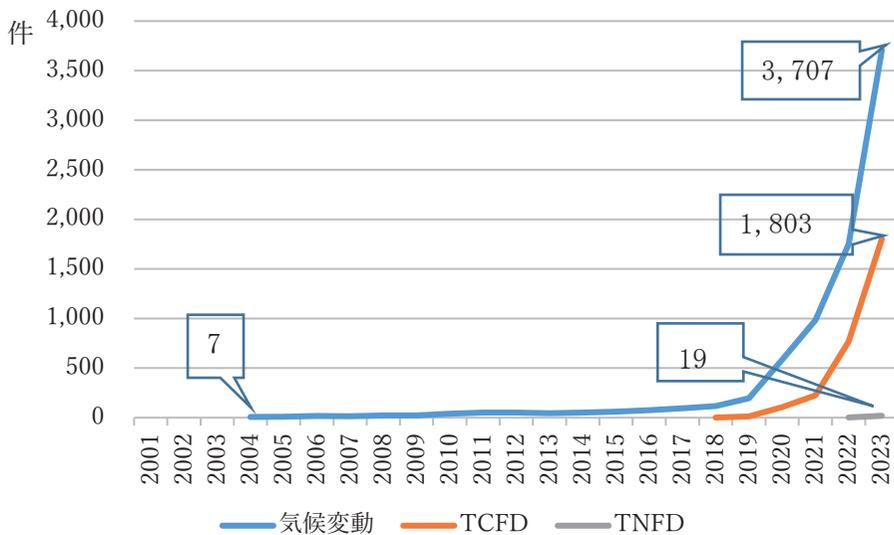
日本の上場企業について、2001年以降、有価証券報告書（年次報告書）に「気候変動」、「TCFD」、「TNFD」の記述がある項目数をグラフ化したのが図表3である。有価証券報告書には、定量的な数値情報だけでなく、「経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD & A）」や「事業等のリスク」、「経営方針、経営環境及び対処すべき課題」「コーポレート・ガバナンスに関する状況」等の項目があり、定性的な記述情報が充実してきている。縦軸の件数は、「気候変動」、「TCFD」、「TNFD」がこれらの項目に出現した回数を表している。ただし、1つの項目に複数回表れた場合は1件とカウントしている。

「気候変動」に関しては、2004年の3月期決算から記載が始まるが、急激に増加したのは2019年から2020年頃である。企業が気候変動に関して関心を強めてきたのは、ごく最近のことであり、TCFDやTNFDの設立や基準の公表に合わせて記述が増加している状況が分かる。

2023年3月期決算の有価証券報告書からは『サステナビリティに関する考え方及び取組』の記載欄が新設され、サステナビリティ情報を開示することが要求されている。図表3における2023

<sup>21</sup> 農林中央金庫、経団連自然保護協議会等が事務局を担っている。

<sup>22</sup> TNFD Adopters <https://tnfd.global/engage/tnfd-adopters/>



図表3 有価証券報告書に記載された気候変動・TCFD・TNFD<sup>23</sup>

出所：eolをもとに筆者作成

年の数値が急増しているのは、この『サステナビリティに関する考え方及び取組』の記載欄新設の影響が大きいと思われる。「TNFD」についての記述は、今のところ少ないが、「TNFD 開示宣言」を採択している企業の増加状況からして、今後増加していくことが見込まれる。

ちなみに、2004年3月期決算で「気候変動」についての記述があった7件は、小売業・3件、食料品・1件、陸運業・1件、その他・非公開企業2件であったが、2023年3月までの1年間の記載では、日経中分類におけるすべての業種に及んでいる（図表4）。水産・農林業（13件）や食料品（188件）よりも、化学（305件）や電気機器（292件）、情報・通信業（249件）などでの記述も多く、気候変動は、すべての業種にとっての関心事であることがうかがえる。

また、「気候変動」の記載があった有価証券報告書の項目は、図表5のとおりである。有価証券報告書の記載項目は、企業によってその順番や項目には若干の違いがあるが、出現数の多い順に並べている。図表4同様、2023年3月までの1年間の記載3,707件の内訳である。『サステナビリティに関する考え方及び取組』での記載が43.51%と最も多く、『事業等のリスク』（27.60%）、『経営方針、経営環境及び対処すべき課題等』（15.78%）と続いている。企業にとって、気候変動問題が、企業存続の上でリスクでもあり対処すべき課題として認識されてきていると解釈できるであろう。

<sup>23</sup> 横軸は4月1日から3月31日までの1年間を表している。2023は、2023年3月31日までの1年間を指す。なお、「TNFD」に関する記述の初出は、2022年3月31日までの1年間の2社（大日本印刷㈱および㈱三井住友フィナンシャル）であり、3.において取り上げる。

図表 4 有価証券報告書に記載された「気候変動」の業種別記載数

大分類	中分類	件数
水産・農林業	水産・農林業	13
鉱業	鉱業	16
建設業	建設業	197
製造業	食料品	188
	繊維製品	53
	パルプ・紙	30
	化学	305
	医薬品	57
	石油・石炭製品	18
	ゴム製品	15
	ガラス・土石製品	63
	鉄鋼	65
	非鉄金属	49
	金属製品	88
	機械	251
	電気機器	292
	輸送用機器	130
	精密機器	53
その他製品	95	
電気・ガス業	電気・ガス業	44
運輸・情報通信業	陸運業	95
	海運業	13
	空運業	11
	倉庫・運輸関連業	32
	情報・通信業	249
商業	卸売業	312
	小売業	225
金融・保険業	銀行業	207
	証券、商品先物取引業	44
	保険業	23
	その他金融業	51
不動産業	不動産業	108
サービス業	サービス業	247
その他	その他	68
	合計	3,707

出所：eol をもとに筆者作成

図表5 有価証券報告書に記載された「気候変動」の記載場所

項目	件数	割合
サステナビリティに関する考え方及び取組	1,613	43.51%
事業等のリスク	1,023	27.60%
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	585	15.78%
コーポレート・ガバナンスの概要	184	4.96%
経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	134	3.61%
研究開発活動	42	1.13%
監査の状況	31	0.84%
役員の報酬等	28	0.76%
その他	67	1.81%
	3,707	100.00%

出所：eol をもとに筆者作成

### 3. 今後の企業行動にとって必要となる問題意識

冒頭で述べた CBD-COP15 の「昆明・モンテリオール生物多様性枠組（Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework）」においては、「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」も盛り込まれている。「30by30 目標」とは、23 の行動目標の中の目標 3 において掲げられた「2030 年までに陸域、内水域、海域の 30% 保全」する目標のことである。日本では、現在陸域の 20.5% と海域の 13.3% を保護地域として保全しているが、これを 30% まで引き上げることを目標としている。環境省が主導して「30by30 アライアンス」を発足させ、2024 年 10 月 24 日現在、コアメンバー 23 団体のほか、企業（439 団体）、自治体（73 団体）、NPO 等（256 団体）、個人（118 名）の 886 団体・個人が参加して活動している<sup>24</sup>。

以下、有価証券報告書において「TNFD」の記載が早くからあった 3 社について、有価証券報告書の記載内容と、その他の報告書から確認できる活動について確認する。大日本印刷(株)と(株)三井住友フィナンシャルグループは、有価証券報告書において 2022 年 3 月期までに「TNFD」に最初に言及した 2 社であり、キリンホールディングス(株)は、2010 年に「キリングroup 生物多様性保全宣言<sup>25</sup>」を発表して以降、早期から環境や生物資源に関する指針を発信してきた企業である<sup>26</sup>。

#### 3.1. 大日本印刷(株)

2022 年 3 月期決算期の有価証券報告書において、『経営方針、経営環境及び対処すべき課題等』の「会社の経営の基本方針」に記載されている。

<sup>24</sup> 環境省 <https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/case/>

<sup>25</sup> キリンホールディングス HP [https://www.kirinholdings.com/jp/impact/env/e\\_policy/](https://www.kirinholdings.com/jp/impact/env/e_policy/)

<sup>26</sup> なお、キリンホールディングス(株)は、2022 年 12 月 31 日決算日の有価証券報告書において、「TCFD」に言及している。

2020年3月には「DNPグループ環境ビジョン2050」を策定し、「脱炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の実現に向けた取り組みを加速させていること、気候変動対応については、事業に関するリスクと機会の抽出、シナリオ分析による財務への影響評価を実施していることなどを述べ、自社拠点での事業活動にともなう温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロにすることを目指すと記述している。「TCFD」、「TNFD」に沿った情報開示をすることを述べている。

「環境報告書」<sup>27</sup>においても、2030年度に向けた指標と新目標として、GHG（温室効果ガス）削減を2019年度比46.2%削減すること、プラスチックのリサイクルスキーム確立に注力して資源循環率70%を目指すこと、水使用量を2019年度比30%削減すること、環境負荷の低い製品を総売上高比率30%にすることが謳われており、ネイチャーポジティブの実現に貢献する製品・サービスの拡大を目指している。

### 3.2. ㈱三井住友フィナンシャルグループ

2022年3月期決算期の有価証券報告書において、『事業等のリスク』の「自然資本・生物多様性に関するリスク」に記載がある。

2022年1月にTNFDフォーラムへ参画したこと、自然資本・生物多様性に関するリスク管理・開示の枠組み構築に関与しながら、開示の高度化に努めていることを記述している。しかしながら、自然資本・生物多様性に関する取組みや情報開示が不十分とみなされた場合には、当社への社会的な批判の高まりにより、自社グループの株価や資金調達に悪影響を及ぼす可能性があるとして、情報開示が十分でない場合のリスクを指摘している。

「SMBCグループサステナビリティレポート2024」<sup>28</sup>では、ネイチャーポジティブ転換の促進・支援に向けた金融アライアンス「FANPS」の設立、TNFD対応度合いを診断できるツールの提供、富良野での植樹などの自然塾の開催、紙資源の使用量削減が説明されている。

### 3.3. キリンホールディングス(株)

2022年12月決算期の有価証券報告書において、『経営方針、経営環境及び対処すべき課題等』に記載がある。

TCFDのシナリオ分析に沿った「キリングroup環境ビジョン」で2050年のネットゼロ目標を設定したことや、SBTN<sup>29</sup>の実証プログラムへの傘下、TNFDのパイロットテストへの参加を述べている。2022年7月のキリングroup環境報告書の中で、TNFDが提供したツールである「LEAPアプローチ」<sup>30</sup>に準拠し、世界に先駆けて開示したことを記している。

<sup>27</sup> DNP 大日本印刷株式会社 HP [https://www.dnp.co.jp/sustainability/environment/pdf/DNP\\_kankyo2024\\_p66-71.pdf](https://www.dnp.co.jp/sustainability/environment/pdf/DNP_kankyo2024_p66-71.pdf)

<sup>28</sup> ㈱三井住友フィナンシャルグループ HP [https://www.smfg.co.jp/sustainability/report/pdf/sustainability\\_report\\_j\\_2024.pdf](https://www.smfg.co.jp/sustainability/report/pdf/sustainability_report_j_2024.pdf)

<sup>29</sup> SBTs for Nature の略。企業の事業活動による自然資本への影響の情報開示するための、科学的根拠に基づいた目標設定フレームワークで、気候関連目標については、Science Based Targets initiative (SBTi) が作成している。 <https://sciencebasedtargetsnetwork.org/about/>

<sup>30</sup> LEAP は、Locate（発見する）Evaluate（診断する）Assess（評価する）Prepare（準備する）の略。

2024年6月の同社の環境報告書によれば、「ポジティブインパクトで豊かな地球を」をビジョンに、生物資源、水資源、容器方向、気候変動をテーマとした活動を展開していることが紹介されている。FSC 認証紙<sup>31</sup> 使用比率の100%達成・維持や、パーム油（パーム核油除く）の1次原料、2次原料で、RSPO の認証クレジット<sup>32</sup> の100%達成・維持、森林破壊のおそれがある国や地域からの調達を回避すること、スリランカの紅茶農園、ベトナムのコーヒー農園へのレインフォレスト・アライアンス<sup>33</sup> 認証取得支援など、ネイチャーポジティブへの移行計画も示されている。

これらの企業は、有価証券報告書において、いち早く「TCFD」や「TNFD」への準拠を表明しているが、その後さまざまな媒体において、多様な取り組みが各企業によってなされてきている。

世界の機関投資家も、ネイチャーポジティブ経営を行う企業を選別して投資する傾向が出てきており（藤田 2023, pp.158-169）、生物多様性や自然資本は、企業活動において無視できないどころか最重要課題になってきていると言えるであろう。

## むすび

本稿においては、人間の活動が引き起こしている気候変動に端を発するネイチャーポジティブの問題について、世界的にどのように取り組まれてきたかを踏まえ、日本の企業が対応している状況について確認した。

TCFD、TNFD の加盟国としては、どちらも日本がずば抜けて多く、それぞれ30.2%、26.5%を占めており、自然資本やネイチャーポジティブの問題に関する日本の企業・組織の関心の高さを示している。TCFD、TNFD とともに、2 番目の加盟国が英国である点は、「エシカル」な消費者運動に長い歴史を持つ英国ならではのと思われる。「エシカル」とは、「環境に影響するもの」「人権及び労働者の権利」「動物愛護」に根付く消費者意識であり、ネイチャーポジティブに非常に近い感性であると考えられる。

地球環境についての組織的・グローバルな対応に呼応するように、日本企業の関心も増加していった様子は、有価証券報告書の記載からも見る事ができた。すべての業種において気候変動は重要な課題であり、持続していくために検討すべき課題として認識されていることが分かった。

企業情報といえば定量的な数値情報だった時代から、非財務情報の開示の重要性がますます重要

---

<sup>31</sup> FSC とは、Forest Stewardship Council の略で、FSC 認証は認定された独立した第三者認定機関による審査の後、企画を満たしたと判断された場合に、適切な管理体制を示した組織に対し発行される。[https://jp.fsc.org/jp-ja/about\\_FSC\\_certificate](https://jp.fsc.org/jp-ja/about_FSC_certificate)

<sup>32</sup> RSPO は、「持続可能なパーム油のための円卓会議（Roundtable on Sustainable Palm Oil）の略称であり、環境への影響に配慮した持続可能なパーム油を求める世界的な声の高まりに応え、世界自然保護基金（WWF）を含む7つの関係団体が中心となり2004年に設立された。WWF ジャパン <https://www.wwf.or.jp/activities/basicinfo/3520.html>

<sup>33</sup> レインフォレスト・アライアンスとは、自然を守り、農業生産者や森林地域に暮らす人々の生活向上のために、社会と市場の持つ力を役立て、より持続可能な世界を目指している国際的な非営利団体であり、レインフォレスト・アライアンス認証マークは厳しい基準要件を満たす認証農園で生産された作物が製品に使用されていることを示す。環境省 [https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/a04\\_53.html](https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/a04_53.html)

性を増している。その中でも、サステナビリティ情報は、2023年3月31日以後に開始する事業年度から有価証券報告書に記載されることになったが、それで終わったわけではない。この先のサステナビリティレポートの義務化など、情報利用者にとって十分なサステナビリティ情報の開示は未だ途上にある。

乱立するルール間の整合性が問われ、収束してきた感はあるが、ネイチャーポジティブを目指してルールを遵守していくことは容易ではなく、喫緊の課題であることもまた間違いない。

ネイチャーポジティブは、地球温暖化への警鐘から温室効果ガス排出量削減、生物多様性の回復へとつながる地球規模の問題で、国家間で解決すべきものでもあり、また個々人で考えていかなければならない側面もあるが、やはり企業が果たすべき役割は大きいと言える。有価証券報告書だけでなく、環境報告書、サステナビリティレポート、統合報告書などの企業発出情報に気を配っていく必要がある。

TNFDでは、非財務情報やサステナビリティ領域の情報開示を求めているが、「そこで開示のない事項は、基本的に企業として取り組んでいないもの」と見なされる（PWC2023）。企業はどのように重要課題に取り組んでいるのかを開示することが重要になってきている。ただし、グリーンウォッシュやエシカルウォッシュという概念があるように、企業が開示している情報が、実際の行動と結びついているかどうかの検証も必要である。この点と合わせて、定性情報の形式化・形骸化の有無に注視していくことも、今後の課題である。

#### 参考文献及び参考 URL（URL の最終閲覧日 2024 年 11 月 6 日）

CARBONIX MEDIA「COP29 の概要と注目ポイント：気候変動に立ち向かう国際会議を解説」

<https://sustech-inc.co.jp/carbonix/media/cop29/>

Convention on Biological Diversity（CBD）Decision Adopted By The Conference of The Parties to The Convention on Biological Diversity, [https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/treaty/files/kmgbf\\_en.pdf](https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/treaty/files/kmgbf_en.pdf)

外務省：「昆明・モンリオール生物多様性枠組（仮訳）」

[https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/treaty/files/kmgbf\\_ja.pdf](https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/treaty/files/kmgbf_ja.pdf)

DNP 大日本印刷(株)「環境への取り組み『DNP グループ環境ビジョン 2050』の実現に向けて」

[https://www.dnp.co.jp/sustainability/environment/pdf/DNP\\_kankyo2024\\_p66-71.pdf](https://www.dnp.co.jp/sustainability/environment/pdf/DNP_kankyo2024_p66-71.pdf)

デロイト トーマツ グループ編（2024）『TNFD 企業戦略—ネイチャーポジティブとリスク・機会—』中央経済社

EY 新日本有限責任監査法人編（2024）『IFRS 国際サステナビリティ開示基準の実務』中央経済社

Forest Stewardship Council（FSC）「FSC 認証について」

[https://jp.fsc.org/jp-ja/about\\_FSC\\_certificate](https://jp.fsc.org/jp-ja/about_FSC_certificate)

藤田香（2023）『ESG と TNFD 時代のイチから分かる生物多様性・ネイチャーポジティブ経営』日経 BP

IFRS® 財団及び国際会計基準審議会「IFRS 財団とその活動」

<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/about-us/who-we-are/who-we-are-japanese-v2.pdf>

International Accounting Reporting Standards（IFRS）

<https://www.ifrs.org/sustainability/tcfid/>

Intergovernmental Panel on Climate Change (IPCC), Climate Change 2021: The Physical Science Basis,

<https://www.ipcc.ch/report/ar6/wg1/>

The Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services (IPBES) (2019) “Summary for Policymakers, The global assessment report on Biodiversity and Ecosystem Services,”

[https://files.ipbes.net/ipbes-web-prod-public-files/inline/files/ipbes\\_global\\_assessment\\_report\\_summary\\_for\\_policymakers.pdf](https://files.ipbes.net/ipbes-web-prod-public-files/inline/files/ipbes_global_assessment_report_summary_for_policymakers.pdf),

邦訳：環境省（2019）「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書－政策決定者向け要約」

[https://files.ipbes.net/ipbes-web-prod-public-files/2020-03/ipbes\\_global\\_assessment\\_report\\_summary\\_for\\_policymakers\\_jp.pdf](https://files.ipbes.net/ipbes-web-prod-public-files/2020-03/ipbes_global_assessment_report_summary_for_policymakers_jp.pdf)

時事通信社「温室ガス削減「順調」30年度目標、国連に報告 政府」

<https://news.yahoo.co.jp/articles/c440fed3dee19653d0b46043db2de0bd4909c90c>

環境省「企業の脱炭素実現に向けた統合的な情報開示（炭素中立・循環経済・自然再興）に関する勉強会（2024年10月18）」

<https://www.env.go.jp/content/000163482.pdf>

「2030 生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）」

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/j-gbf/about/nature-positive/>

「参加団体一覧 / 活動事例」

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/case/>

「レインフォレスト・アライアンス認証」

[https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/a04\\_53.html](https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/a04_53.html)

川島康子・山形与志樹（2001）「気候変動枠組み条約第6回締約国会議（COP6）の概要」国立環境研究所『地域環境研究センターニュース』（2001年1月）

<https://www.cger.nies.go.jp/publications/news/series/cop/cop6.pdf>

川原尚子・入江賀子（2023）『日本の上場企業の気候関連情報開示：理論と実証』商経学叢，第70巻第2号，2023年9月，近畿大学商経学会

経団連自然保護協議会「(TNFD日本協議会) 日本企業80社が自然関連財務情報開示に取り組む—“TNFD Early Adopter”として登録—」

<https://www.keidanren.net/kncf/archives/4378>

経済産業省「ESG投資に関する運用機関向けアンケート調査を実施しました」

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11433651/www.meti.go.jp/press/2019/12/20191224001/20191224001.html>

経済産業省資源エネルギー庁「あらためて振り返る、「COP26」（後編）～交渉ポイントと日本が果たした役割」

[https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyocop26\\_02.html](https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyocop26_02.html)

「今さら聞けない『パリ協定』—何が決まったのか？私たちは何をすべきか？—」

<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/tokushu/ondankashoene/pariskyotei.html>

キリンホールディングス(株)HP「環境方針」

[https://www.kirinholdings.com/jp/impact/env/e\\_policy/](https://www.kirinholdings.com/jp/impact/env/e_policy/)

小池洋子（2005）「地球温暖化問題—京都議定書の発効とこれから—」『レファレンス』2005年3月，pp41-62

国際連合広報センター

[https://www.unic.or.jp/info/un/unsystem/specialized\\_agencies/wmo/ipcc/](https://www.unic.or.jp/info/un/unsystem/specialized_agencies/wmo/ipcc/)

KPMG サステナブルバリュエーションサービス・ジャパン編 (2022) 『TCFD 開示の実務ガイドブック—気候変動リスクをどう伝えるか—』 中央経済社

㈱三井住友フィナンシャルグループ「サステナビリティレポート 2024」

[https://www.smfg.co.jp/sustainability/report/pdf/sustainability\\_report\\_j\\_2024.pdf](https://www.smfg.co.jp/sustainability/report/pdf/sustainability_report_j_2024.pdf)

みずほリサーチ&テクノロジーズ(株) (2024) 『炭素会計 実践と戦略 スコープ3で始める新しい世界標準』 日経 BP 日本公認会計士協会「気候危機のリスクと社会の大転換」

<https://www.cpd.jicpa.or.jp/page/jicpa-sustainability/lecture01.html>

㈱野村総合研究所編 (2024) 『カーボンニュートラルからネイチャーポジティブへ—サステナビリティ経営の新しい機軸—』 中央経済社

PwC (2023) 「自然関連リスクの完治：正しく把握し、適切な行動につなげるために」

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/thoughtleadership/2023/assets/pdf/managing-nature-risks-from-understanding-to-action.pdf>

サステナビリティ基準委員会 (SSBJ)

[https://www.ssb-j.jp/jp/list-ssbj\\_2.html](https://www.ssb-j.jp/jp/list-ssbj_2.html)

Task Force for Nature-related Financial Disclosures (TNFD)

<https://tnfd.global/TNFD-Adopters> <https://tnfd.global/engage/tnfd-adopters/>

Task Force on Climate-related Financial Disclosures (TCFD)

<https://www.fsb-tcfd.org/>

TCFD (2017) Final Report Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures, June 2017

<https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2020/10/FINAL-2017-TCFD-Report-11052018.pdf>,

邦訳：「最終報告書 気候関連財務情報開示タスクフォースによる提言」(2017年6月)

[https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2020/10/TCFD\\_Final\\_Report\\_Japanese.pdf](https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2020/10/TCFD_Final_Report_Japanese.pdf)

TCFD コンソーシアム

<https://tcfd-consortium.jp/about>

WWF ジャパン「RSPO (持続可能なパーム油のための円卓会議) 認証について」

<https://www.wwf.or.jp/activities/basicinfo/3520.html>

全国地球温暖化防止活動推進センター (JCCCA)

<https://www.jccca.org>

「いつから地球温暖化が問題とされるようになったのか」

<https://www.jccca.org/-faq/15922>

「気候変動枠組条約」

<https://www.jccca.org/global-warming/trend-world/unfccc>

「世界平均気温の変化 (1850~2020年・観測)」

<https://www.jccca.org/download/-43034>

「地球は温暖化してきているのか」

<https://www.jccca.org/faq/15917>

「パリ協定」

[https://www.jccca.org/global-warming/trend-world/paris\\_agreement](https://www.jccca.org/global-warming/trend-world/paris_agreement)

